

申込書

下記の「人材紹介サービスをご利用になる求人者の皆様へ」を承諾し以下の条件で申し込みます。

申込日	西暦 年 月 日（有効期限：1年間）		
フリガナ		フリガナ	
会社名		代表者	
フリガナ			会社所定の印鑑 または責任者の印鑑 
本社所在地			
フリガナ			
責任者			

1. 紹介手数料

採用内定者の税込年収 × 30 %

2. 支払規定

請求書発行月(入社月)より30日以内支払い(消費税、振込手数料 別途負担)

3. 紹介手数料の返戻

入社3か月以内の自己都合の退職 … 紹介手数料の50%

○年収とは、賞与・諸手当を含む初年度の収入予定を計算したものです。
 年収＝（月額固定給×12か月）＋賞与（前年度支給実績月数）

補足1. 月額固定給は基本給に諸手当を加算して算出する。
 諸手当とは、家族手当、住宅手当、役職手当、営業手当、みなし残業手当等、毎月定額で支給される手当をさす。

補足2. 通勤手当はこれに含まれない。

補足3. 賞与は、入社月に関わらず、支給対象期間を満たすものとして算出する。
 賞与は、雇用契約書・就業規則等の賃金・ボーナス規定で定められた報酬で、支給条件・算出方法が定められた、定期的に支給が保証された年間報酬のほか、インセンティブ、業績賞与等を含むものとする。

補足4. 年俸制の場合は年俸額を適用する。

○お支払いにつきましては以下の点につきご了承下さい。

- ・紹介手数料については、採用内定者の入社後、入社日付でご請求いたします。
- ・申込者と請求先が異なる場合、紹介手数料の支払責任は請求先が負い、申込者はこれを連帯して保証するものとします。
- ・採用者の内定時に採用確認書を申し受けます。

○紹介手数料の返戻につきまして

採用内定者が入社後、自己都合により退職した場合、当社が受領した紹介手数料の内、上記金額を申込者に返戻するものとします。
 また、この場合申込者は採用内定者の退職日より7日以内に当社に対し、退職の事実を書面またはメールにより通知するものとし、
 当社はこれを受け採用内定者に退職を確認した後に返戻するものとします。
 但し、自己都合以外の事由による退職の場合、本事項は適用されません。

○書類選考、面接等の採用業務を他企業が代行する場合は、紹介された求職者の個人情報につきまして、
 上記貴社グループ会社や採用代行会社にも守秘義務を順守させ、採用業務以外に当該個人情報を利用させないものとする。

人材紹介サービスをご利用になる求人者の皆様へ

株式会社 TGV サービスが提供する人材紹介サービスのご利用にあたっては、以下の各項目をご承諾いただきますようお願い申し上げます。

求人のお申し込み

1. 日本国内からのお申し込みを対象として、全職種に関して、求人のご登録をお受けします。但し、そのお申し込み内容が①法令に違反している、②給与・労働時間等の勤務条件が通常と比べて著しく不相当である、③職業安定法が求める「業務内容及び労働条件(賃金・労働時間等)の明示」をしていない等、当社が不適切と判断した場合にはお受けできません。
2. ストライキ等の発生時には求職者をご紹介できません。また、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取り扱いを一切できません。
3. 求人のお申し込み自体に関しての事務手数料は一切いただきません。

求人票について

1. 求人のお申し込みに際しては、契約書または申込書を取り交わした上、当社指定の求人票にて、仕事内容、勤務条件をあらかじめ明示いただきます。(求人票の作成についてはご相談ください。)
2. 求人票、会社案内、その他貴社からご提供いただいた情報は、貴社の求人をご紹介する求職者に対して、ご紹介するに際して、お見せすること(開示)やお渡しすること(提供)を原則としております。
3. 求人票、会社案内、その他貴社からご提供いただいた情報は、当社と業務提携関係にある人材紹介会社に対して、提供場合があります。
4. 上記に関しまして、開示・提供は行わない等特別なご指示がある場合には、事前に当社担当者へ申し付けいただきますようお願いいたします。

求職者のご紹介と紹介手数料

1. 当社は求人のお申し込みを承った以上、責任をもって求職者のご紹介に努めます。
2. ご紹介する求職者は、自身の希望により、貴社以外の求人にも応募している場合があります。
3. 履歴書・職務経歴書は、求職者の自己申告・自己責任で作成されております。
4. 内定者決定のために求職者に対して、適性検査、履歴の照会を実施される場合は、貴社の責任で行い、その費用に関しては貴社の負担とさせていただきます。
5. ご紹介した求職者と面接される場合には、当社が求職者と日程等をアレンジいたします。(ご紹介した求職者に入社以前に直接連絡をとる場合には、当社の事前承諾が必要です。)
6. 採用内定通知(オファー)は、書面の採用内定通知書(オファーレター)により、求職者本人及び当社に通知いただきますようお願いいたします。
7. ご紹介した求職者の採用が決定した際は、合意の紹介手数料をいただきます。(当社からのご紹介の後、当社以外の経路で採用が決定した場合も含みます。また、当初予定の職種や雇用形態と異なる決定の際も同様です。)
8. 上記第 5 項および第 7 項に関して、当社の事前承諾を得ずにご紹介した求職者に当社を経由せず直接連絡しかつ採用し、別途合意の紹介手数料の全額もしくは一部をお支払いいただけなかった場合は、紹介手数料に加えて、違約金として紹介手数料の 2 倍に相当する額をいただきます。なお、違約金算定に理論年収の額が必要になる場合で、当該理論年収を明らかにしていただけない場合は、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収を理論年収の額とみなします。
9. ご紹介した求職者の採用選考が終了した際は、当社にご連絡をお願いいたします。

当社は次のことを誠実にお約束します

入社前後に候補者へ定期的に連絡を取り、貴社へのスムーズな入社と入社後のサポートをいたします。入社前は、進捗の都度ご連絡をさせていただきます。また入社後は、入社前日・入社１週間後に連絡を取り、より前向きに、かつ定着して働いていただけるように努力いたします。

その他

- 当社は、個人情報を、個人情報保護法、当社個人情報保護管理規程等に基づいて適正に取り扱います。個人情報に関して本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を速やかに行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、その訂正請求が客観的事実どおりの内容のときは、速やかに訂正します。
- 当社から知ったまたは知り得た秘密情報(個人情報及び営業上・技術上を問わずその情報が漏洩、開示された場合、当社に不利益が発生する機密事項)を、当社の承諾なく、不正に損壊、滅失、利用、複製、複写、開示することを禁止いたします。
- 貴社は、以下の各号について、表明します。かかる表明に違反した場合には、何等の通知催告を要せず、異議なく本サービスの提供の終了を受け入れるものとします。
 - (1)反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を言います。)に該当しないこと。
 - (2)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

免責事項について

当社はウェブサイトの不具合がないこと、サーバー等にウイルス他の有害な要素がないこと、その他インフラ・システム等に欠陥がないことを保証するものではありません。また、これらに起因する損害についても、当社の故意または重過失によるもの以外は賠償の責を負わないものとします。

苦情対応に関する事項

苦情のお申し出があった場合は、当社の苦情対応責任者が、ハローワーク等の職業安定機関及び業界団体・所管当局・他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に対応いたします。

苦情申出先： 職業紹介責任者 和田慎平 連絡先 0587-22-5890

職業安定法に基づき、厚生労働省に届出ている手数料率及び着手金を下記の通り明示しております。下記手数料及び着手金は上限であり、貴社の手数料率は別途申込書及び契約書にて定めたものです。

【届出制手数料に係る手数料表(上限額)】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受けるときの事務費用	0 円
求人の充足を容易にするための 求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬:職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50% 負担者は求人者となります。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬:職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50% 負担者は求人者となります。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	0 円